

# 告示

## 埼玉県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
縁「ゆかり」	春日部市永沼 二一五八―一	株式会社K・コ ンポレーショ	居宅介護支援	令和元年八月一 日
らいむ薬局	本庄市見福三 ―三―一七	有限会社メデ イسنチエスト	居宅療養管理 指導	令和二年一月一 日
ひふみ薬局	本庄市早稲田 の杜三―七― 四	株式会社萩原 薬局	居宅療養管理 指導	令和元年十二月 一日